

受託研究および共同研究の管理的経費の変更および技術指導等の取り扱いについて（お知らせ）

平素より滋賀県立大学の研究活動にご協力賜り、誠にありがとうございます。

本学では、平成11年に地域産学連携センターを開所し、平成25年4月、現在の産学連携センターに名称変更を行い、積極的に産学官連携活動に取り組んで参りました。また、社会貢献を目指して、産業界との連携を深めながら数多くの実績を上げてきております。

昨今の産学連携に関する動向につきまして、まず平成27年12月には、文部科学省の『イノベーション実現のための財源多様化検討会』の報告書において、『共同研究に必要とされる間接経費について、各大学で規定している間接経費の割合よりも軒並み高い費用が必要』との分析がなされ、また、経済団体連合会からは、『「共同研究の経費」について、直接経費・間接経費等を問わずエビデンスに基づく「見える化」を行い、企業との交渉を行うスキームの構築が必要である。』との提言も出ております。さらに、平成28年11月に経済産業省および文部科学省から「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」が示され、産業界と大学との連携を深めた「組織」対「組織」の体制による本格的な産学連携の実施が求められており、平成29年8月には日本学術会議から「産学共同研究における経費概念の適正化と間接経費の充実」が提言されております。

一方、本学では本年度から新たな6年間の第三期中期計画がスタートし、「産学官連携の推進」の中期目標に対して『地域産業の高度化に寄与するため、産学官連携に関わる組織を再編し、産学管共同研究推進を図る仕組みを構築する』ことを計画に掲げております。その中心として（仮称）学術研究支援室（通称、U R A オフィス）を平成31年4月に設置して、文科省科学研究費補助金などの各省庁の競争的資金や民間財団等の競争的資金を含む、産学官における研究全般の研究推進窓口・業務を一元化し、研究支援を進めて行くこととしております。

現在、共同研究・受託研究の契約においては、契約総額の10%を管理的経費としておりますが、産学官連携推進を一層進める目的で平成31年度に設置する（通称）U R A オフィスを強化する必要があることや、前述のような学外の状況の変化を踏まえて、管理的経費を直接経費の15%に変更することとします。また、受託研究・共同研究の違いを明確にし、これまで受託研究契約により実施していた技術指導等は、新たに学術指導取扱規程（管理的経費は指導料の10%）を設け、学術指導契約により受け入れることとします。なお、奨励寄付金の管理的経費（契約総額の10%）については変更ありません。

受託研究および共同研究に関する変更につきましては、平成30年10月1日以降の企業・地方自治体・研究機関等との契約に適用（公募事業を除く）、技術指導等につきましては、平成30年10月1日以降、学術指導取扱規程に基づき取り扱うことといたします。ご不明な点等がございましたら、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

引き続き、本学の産学官連携活動にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※管理的経費の用途

人件費、用品費、光熱水費、旅費交通費、通信費、研究施設・設備管理費、知的財産管理費、広報活動費

【新たな研究経費（学術指導料）の算出方法】

研究経費（学術指導料）総額＝ A:研究遂行に必要な直接経費（知識等提供の対価としての指導料）
＋ B:管理的経費[A×15%]（学術指導はA×10%）

※消費税額・地方消費税額を含む。

【問い合わせ先】

滋賀県立大学 地域連携・研究支援課 Tel : 0749-28-8209 e-mail: chiiki_koken@office.usp.ac.jp